自治基本条例検討資料(試案・H16.12.17・第5回)

8.参画及び協働

(1)市政への市民参画

重要な計画策定等

市民生活に関連する重要な計画の策定、条例の制定・改廃、または施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。(四区市)

市民に意見を求めるときは、適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。(四区市)

審議会等

審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募する。(四区市)

審議会等の会議及び会議録は原則として公開しなければならない。(四区市)

市民投票(四区市)

岸和田市の例

- (一)市が直面する将来に関わる重要課題について、直接住民の意思を問うため、 住民投票を実施することができる。
- (二)定住外国人を含む 18 歳以上の住民は、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署 をもって住民投票を市長に請求することができる。
- (三)議会は、議員の定数の過半数の者の賛成を得て、住民投票の実施について議 決することができる。
- (四)前2項の場合、住民投票を実施しなければならない。
- (五)市長は、自ら住民投票を実施することができる。
- (六)住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む 18 歳以上の住民とする。

- (七)市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- (八)住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(2)コミュニティと市民公益活動

コミュニティ

住民は、区、町内会及び自治会等のコミュニティを形成し、地域のなかで交流し、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動する。

市は、コミュニティの役割を尊重するとともに、必要な施策を講じなければならない。

地域づくり委員会

住民は、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という住民自治の活動を、一定 のまとまりをもって行うための組織として、別に条例に定めるところにより、地 域づくり委員会(以下、委員会)を設置する。

委員会は、当該地域の住民に開かれたものとし、市及びその他の組織等と連携し ながらまちづくりを行う。

市は、委員会の活動に対して必要な支援を行う。

市は、各種計画の策定や政策形成にあたっては、委員会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

委員会は、市が行ってきた事務等を市に代わって行うことができる。この場合、市は、事務の執行等に必要な経費の一部又は全部を委員会に支払うものとする。

市民公益活動

市は、市民が自発的かつ自主的に行う、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(3)協働のまちづくり

市は、多様な主体が相互に連携・協力し、まちづくりや公共サービス提供の担い 手となる協働のまちづくりを推進するため、適切な措置を講じなければならない。 (三鷹市)

市は、協働のまちづくりを進めるにあたり、それぞれの情報や意見を交換し、相 互調整や民主的な意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努 めなければならない。 (三鷹市)

9.条例の最高規範性

この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃にあたっては、この条例の内容を尊重し、整合を図らなければならない。

(四区市)

10.国、三重県及び他の地方自治体との関係

国及び三重県との関係

市は、国及び三重県と対等の立場にたち、市自治の発展のため、協力して適切な 関係の構築に努めるものとする。 (杉並区、三鷹市、岸和田市)

他の自治体との関係

市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域的事務 処理、非常事態発生時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力・連携するも のとする。 (四区市)